

【記述式問題】

<労働基準法>

- | | |
|---|------------------------------------|
| <p>問1 労働基準法において使用者とは、事業主又は <input type="text" value="A"/> その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。 (P15、法10条)</p> | <p>A 事業の経営担当者</p> |
| <p>問2 使用者は、前借金その他 <input type="text" value="B"/> とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。 (P28、法17条)</p> | <p>B 労働することを条件</p> |
| <p>問3 使用者は、あらかじめ第三者と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、労働者の国籍、信条、社会的身分若しくは <input type="text" value="C"/> に関する通信をし、又は労働基準法第22条第1項及び第2項の証明書（退職時等の証明書）に <input type="text" value="D"/> を記入してはならない。 (P43、法22条4項)</p> | <p>C 労働組合運動
D 秘密の記号</p> |
| <p>問4 (1) 使用者は、労働者に対して、<input type="text" value="E"/> の休日を与えないなければならない。
(2) 上記(1)の規定は、<input type="text" value="F"/> の休日を与える使用者については適用しない。 (P87、法35条)</p> | <p>E 毎週少くとも1回
F 4週間を通じ4日以上</p> |
| <p>問5 労働基準法第33条又は同法第36条第1項の規定により延長して労働させた時間が1箇月について <input type="text" value="G"/> を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、<input type="text" value="H"/> の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。 (P100、法37条1項ただし書)</p> | <p>G 60時間
H 通常の労働時間の賃金</p> |
| <p>問6 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児介護休業法に規定する育児休業又は介護休業をした期間並びに産前産後の女性が労働基準法第65条の規定によって休業した期間は、全労働日の8割以上の出勤率の算定に当たっては、これを <input type="text" value="I"/> 。 (P131、法39条10項)</p> | <p>I 出勤したものとみなす</p> |
| <p>問7 使用者は、労働基準法第56条第2項（最低年齢の例外）の規定によって使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び <input type="text" value="J"/> を事業場に備え付けなければならない。 (P149、法57条2項)</p> | <p>J 親権者又は後見人の同意書</p> |

【一問一答式問題】

<労働基準法>

問1 労働基準法第2条に定める労働協約、就業規則及び労働契約の遵守義務は、使用者のみならず労働者に対しても課せられている。

答1 (○) 法2条。設問の通り正しい。(P4)

問2 同居の親族を4人、同居の親族以外の者を1人使用している事業においては、労働基準法が適用される。

答2 (○) 法116条2項。設問の通り正しい。同居の親族以外の者を1人でも使用していれば、その事業は当然に労働基準法の適用を受ける。(P13)

問3 使用者が、労働基準法第91条の定めにより減給の制裁を行う場合は、同法第24条第1項に定める労使協定(賃金の一部控除に係る労使協定)を締結しなければならない。

答3 (×) 法24条1項。設問の法91条の減給の制裁は、賃金の一部控除が認められる「法令に別段の定めがある場合」に該当するため、設問の労使協定を締結する必要はない。(P51)

問4 使用者が業務の都合によって任意に労働時間を変更するような制度も、変形期間を平均し週40時間の範囲内で労働させる限りにおいて、1箇月単位の変形労働時間制に該当するものと解される。

答4 (×) 法32条の2、平成11.3.31基発168号。使用者が業務の都合によって任意に労働時間を変更するような制度は、1箇月単位の変形労働時間制に該当しない。(P71)

問5 1年単位の変形労働時間制を採用する場合において、対象期間が3箇月を超えるときは、当該対象期間において、その労働時間が48時間を超える週数が3以下となるようにしなければならない。

答5 (×) 法32条の4,3項、則12条の4,4項。設問の場合は、当該対象期間において、「その労働時間が48時間を超える週数が3以下」ではなく「その労働時間が48時間を超える週が連続する場合の週数が3以下」となるようにしなければならない。(P77、78)